

# 伊勢市公報

第500号  
令和8年9月7日  
月曜日

## 目次

|                                                         | 頁  |
|---------------------------------------------------------|----|
| <b>規 則</b>                                              |    |
| ○ 伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則                      | 2  |
| <b>上下水道事業管理規程</b>                                       |    |
| ○ 伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程                          | 4  |
| <b>告 示</b>                                              |    |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について                                    | 6  |
| ○ 地縁団体の認可について                                           | 7  |
| ○ 第三者行為損害賠償求償事務の三重県国民健康保険団体連合会への委託契約の締結に関する事務の委任の解除について | 8  |
| ○ 地縁団体の認可について                                           | 9  |
| ○ 地方税法又は伊勢市市税条例に基づく申告等に関する期限の延長について                     | 11 |
| <b>教育委員会告示</b>                                          |    |
| ○ 教育委員会会議の招集について                                        | 12 |
| <b>上下水道事業告示</b>                                         |    |
| ○ 流域関連公共下水道の供用開始について                                    | 13 |
| ○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の更新について                              | 14 |
| ○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について                                 | 15 |
| <b>公 告</b>                                              |    |
| ○ 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の変更に係る縦覧について                         | 16 |
| ○ 公示送達                                                  | 17 |

伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則

をここに公布する。

令和 8 年 8 月 17 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

## 伊勢市規則第47号

伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則の施行期日を定める  
規則

伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則（令和8年伊勢市規則第39号）の施行期日は、令和8年9月10日とする。

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年8月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 6 号

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の表下水道事業費用の部特別損失の款解体撤去費の項中

|         |  |  |     |
|---------|--|--|-----|
| 「       |  |  |     |
| 賃借料     |  |  | を   |
| 固定資産除却費 |  |  |     |
|         |  |  | 」   |
| 「       |  |  |     |
| 賃借料     |  |  | に改め |
| 工事請負費   |  |  |     |
| 負担金     |  |  |     |
| 固定資産除却費 |  |  |     |
|         |  |  | 」   |

る。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 183 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
常磐仲町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

令和 8 年 8 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 川 政 信

省略

変更後 杉 山 毅

省略

## 伊勢市告示第 184 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、常磐仲町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 8 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 区域

#### 変更前

本会の区域は、伊勢市常磐 2 丁目 1 番 13 号から 6 番 28 号までの区域とする。

#### 変更後

本会の区域は、伊勢市常磐 2 丁目 1 番から 7 番までの区域とする。

### 2 規約に定める解散の事由

#### 変更前

地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法（明治 29 年法律第 89 号）第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定による場合又は総会において総会員の 4 分の 3 以上の承認を得た場合

#### 変更後

- (1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。
- (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

伊勢市告示第 185 号

令和 8 年 6 月 4 日付け伊勢市告示第 151 号において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条第 1 項の規定により、伊勢市副市長 福井敏人に委任した、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 64 条第 1 項又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 21 条第 1 項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金に係る求償事務の三重県国民健康保険団体連合会への委託契約の締結に関する事務について、令和 8 年 7 月 22 日付けでその委任を解除しました。

令和 8 年 8 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市告示第 186 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 8 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 名称

昭和苑自治会

### 2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 自治会館等、施設の維持管理
- (4) 防災活動及び自主防災組織の運営
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

### 3 区域

本会の区域は、伊勢市津村町 1567 番地から 1569 番地 3 まで及び 1570 番地並びに上野町 171 番地から 173 番地まで、187 番地 2 から 11 まで、307 番地 2 から 85 まで、307 番地 88、307 番地 98、314 番地 2、316 番地 2 から 9 まで、322 番地 6 から 9 まで、324 番地 3 から 10 まで及び 330 番地 1 の区域とする。

### 4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市上野町 324 番地 5（昭和苑会館）に置く。

5 代表者の氏名及び住所

西村 元

省略

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

令和 8 年 8 月 20 日

## 伊勢市告示第 187 号

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号。以下「条例」という。）  
第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）  
又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関する  
ものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域  
に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期  
限が令和 8 年 7 月 28 日以降に到来するものについては、その期限を延長  
します。

令和 8 年 8 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 期限を延長する地域

熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町

### 2 延長後の期限

別途告示で定める期日

### 3 期限を延長する理由

令和 8 年熊本地震により被災した可能性があるため。

## 伊勢市教育委員会告示第9号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和8年8月20日

伊勢市教育委員会

教育長 小林 貴法

### 記

- 1 日 時 令和8年8月26日（水）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
  - 議案第40号 令和8年度教育関係補正予算（第4号）について
  - 議案第41号 伊勢市附属機関条例の一部改正について
  - 議案第42号 伊勢市立公民館条例の一部改正について
  - 議案第43号 伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について
  - 議案第44号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について
  - 議案第45号 奨学生の決定について

## 伊勢市上下水道事業告示第 16 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 8 年 8 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。

令和 8 年 8 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
令和 8 年 9 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
中島 1 丁目、宮川 1 丁目、宮川 2 丁目、神田久志本町、倭町、楠部町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 17 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 6 条の 2 の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定の更新をしましたので、告示します。

令和 8 年 8 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

| 指定<br>番号 | 事業者名            | 所 在 地                      | 指定年月日           | 指定有効期限           |
|----------|-----------------|----------------------------|-----------------|------------------|
| 114      | 有限会社<br>安芸土木    | 津市安濃町草生<br>4361 番地         | 令和 8 年 7 月 28 日 | 令和 13 年 9 月 29 日 |
| 129      | 有限会社<br>鳥羽配管設備  | 鳥羽市屋内町 4<br>番 7 号          | 令和 8 年 7 月 27 日 | 令和 13 年 9 月 29 日 |
| 131      | 有限会社<br>東倉鉄工所   | 伊勢市二見町茶<br>屋 257 番地の 2     | 令和 8 年 7 月 16 日 | 令和 13 年 9 月 29 日 |
| 132      | 南島設備<br>有限会社    | 度会郡南伊勢町<br>河内 509 番地       | 令和 8 年 7 月 1 日  | 令和 13 年 9 月 29 日 |
| 146      | 伊勢漏水調査 S<br>O S | 伊勢市大倉町<br>1553 番地 88       | 令和 8 年 7 月 30 日 | 令和 13 年 9 月 29 日 |
| 147      | 株式会社 石塚         | 伊勢市神田久志<br>本町 1717 番地<br>2 | 令和 8 年 7 月 17 日 | 令和 13 年 9 月 29 日 |
| 169      | 朝日丸建設<br>株式会社   | 伊勢市小木町<br>604 番地 3         | 令和 8 年 7 月 23 日 | 令和 13 年 9 月 29 日 |

伊勢市上下水道事業告示第 18 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 8 年 8 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

| 指定<br>番号 | 事業者名        | 所 在 地               | 指定年月日          | 指定有効期限          |
|----------|-------------|---------------------|----------------|-----------------|
| 444      | 下建設<br>株式会社 | 伊勢市小俣町<br>元町 689 番地 | 令和 8 年 8 月 5 日 | 令和 13 年 8 月 4 日 |

## 伊勢市公告第 45 号

伊勢市地域の農業の振興に関する計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 4 条の 5 第 1 項第 27 号ロの規定により公告し、当該計画の変更案を公告の日から 30 日間縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了日までに市に意見書を提出することができます。

令和 8 年 8 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の変更案の縦覧期間  
自 令和 8 年 8 月 25 日  
至 令和 8 年 9 月 23 日
- 2 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の変更案の縦覧場所及び意見書の提出先

伊勢市産業観光部農林水産課 伊勢市役所本庁舎東館 3 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 農林水産課

T E L 0596-21-5645

F A X 0596-21-5651

電子メール [nourin@city.ise.mie.jp](mailto:nourin@city.ise.mie.jp)

- 3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見書は、意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

伊勢市公告第 46 号

公 示 送 達

下記の者の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 331 条第 6 項の規定によりその例によることとされる国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条及び第 131 条の規定による書類は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和 8 年 8 月 28 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名等

| 送達する書類の文書番号 | 氏 名 |
|-------------|-----|
| 省略          | 省略  |
| 省略          |     |
| 省略          |     |